

**ウル虎支店専用定期預金 商品説明書**

商品名	ウル虎支店専用定期預金
預金種類	自動継続自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）1年物は＜単利型＞ ※3年物、5年物は＜複利型＞
ご利用いただける方	ウル虎支店にて普通預金口座・あましんダイレクトをご契約の個人のお客さま ※インターネットバンキングでのお預入に限りません。
預入期間	単利型：1年の定型方式 複利型：3年もしくは5年の定型方式 ・満期日は預入応答日になります。 ・自動継続（元金継続）のお取扱いとなります。 元利金継続はできません。
預入（受入） 預入（受入）方法 預入金額 預入単位	・一括預入 ・1口 10万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻（支払）方法	満期日に一括して支払います。
利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課税方式	・固定金利（預入時の適用金利を満期日の前日まで適用します） ウル虎支店店頭表示金利 ・満期日に一括して支払います ※ウル虎支店の普通預金口座にご入金させていただきます。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で、お預入れ期間が1年の場合は単利計算、3年、5年の場合は6ヵ月毎の複利計算です。・分離課税（税率20%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 適用金利については「あましんウル虎支店ホームページ」または「ウル虎支店」までお問い合わせください。
特約事項	・マル優のお取扱いはできません。 ・総合口座でのお取扱いならびに担保預金としてのお取扱いはできません。 また、ATMによるお取扱いもできません。 ・スーパー <sup>アルファ</sup> αの優遇金利等は適用外とさせていただきます。
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた中途解約利率と預入日から解約日の前日までの日数により利息（複利型の場合は6ヵ月毎の複利計算した利息）を計算し、元金とともにお支払いいたします。
苦情処理措置 紛争解決措置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。
その他参考となるべき事項	・自動継続を停止した場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・なお、金利環境の変化等により、適用金利を変更させていただく場合がございます。
預金保険	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

別表：中途解約利率一覧表

	1年	3年	5年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	—	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	—	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	—	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	—	約定利率×90%	約定利率×70%
3年以上4年未満	—	—	約定利率×80%
4年以上5年未満	—	—	約定利率×90%

※小数点第4位以下切捨て

※期限前解約の場合は、お預入れ日（ご継続された場合は最後のご継続日 以下同じです）から解約日の前日までの日数（期間）により上記、中途解約利率一覧表にもとづき計算しました利率を適用いたします。

なお、お預入れ期間が6ヵ月以上の場合は、お預入れ期間に応じた利率（イ）が、お預入れ日から解約日の前日までの日数（期間）に応じたお預入れ日のウル虎支店店頭表示金利（ロ）を上回る時は（ロ）の利率を適用いたします。

（平成30年2月19日 現在）